第２章　廃棄物処理の現状及び課題

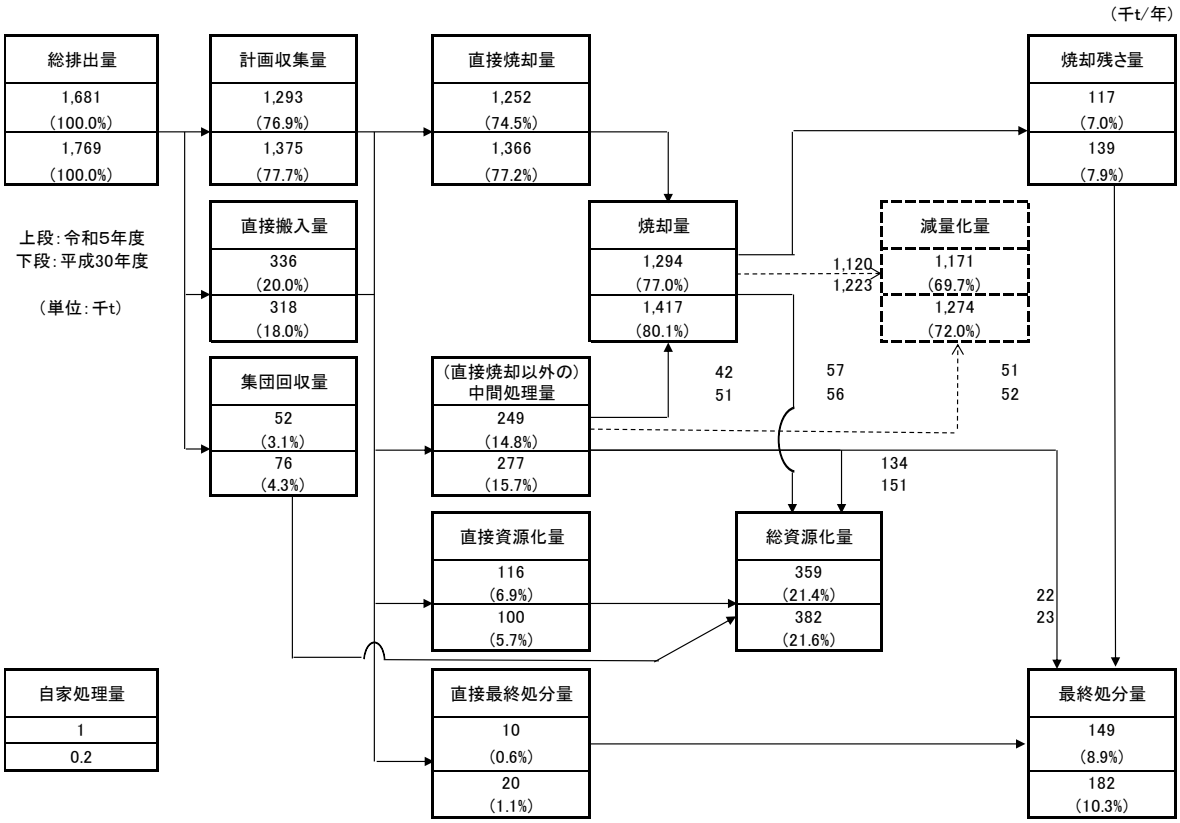
第１節　一般廃棄物処理の現状及び課題

第１　一般廃棄物処理の現状

１　一般廃棄物（ごみ）の排出、処理及び最終処分

令和５（2023）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は 1,681 千ｔであり、総資源化量が 359 千ｔ（総排出量比 21.4%）、最終処分量が 149 千ｔ（同 8.9%）となっています（図表 2-1）。

図表 2－1　一般廃棄物（ごみ）処理フロー（令和５年度と平成 30 年度の比較）

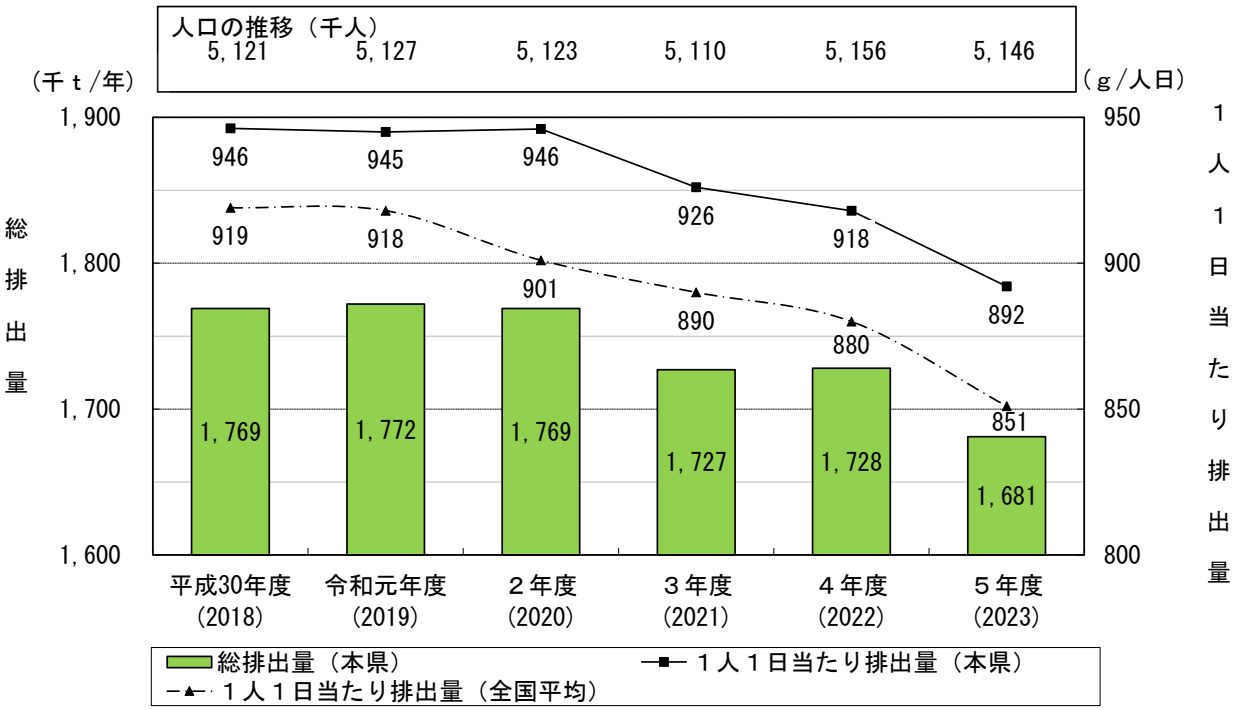


出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」
＊（　　）は総排出量比
＊災害廃棄物を除く。
＊端数処理により収支が合わない場合がある。
＊民間事業者によってリサイクルされたごみを総排出量に含めずに、直接資源化量に算入している市町村があるため、総資源化量、減量化量及び最終処分量の合計は、ごみ総排出量に一致しないことがある。

⑴　総排出量

令和５（2023）年度の本県のごみの総排出量は、1,681 千ｔであり、県民１人１日当たりのごみ排出量に換算すると 892ｇとなっています。なお、令和５（2023）年度における本県の１人１日当たりのごみ排出量は、全国平均と比較すると 41ｇ多くなっています（図表 2-2）。

図表 2-2　総排出量、１人１日当たり排出量及び人口の推移（福岡県）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」
＊災害廃棄物を除く。
＊総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量
＊１人１日当たりのごみ排出量＝ごみ総排出量÷人口÷365（うるう年は 366）

平成 30（2018）年度と比較すると、総排出量が約５％（８万８千ｔ）減少しました。１人１日当たりの排出量も約６％（54ｇ）減少し、その内訳は、生活系ごみが約７％（44ｇ）減少、事業系ごみが約３％（10ｇ）減少しています（図表 2-3）。

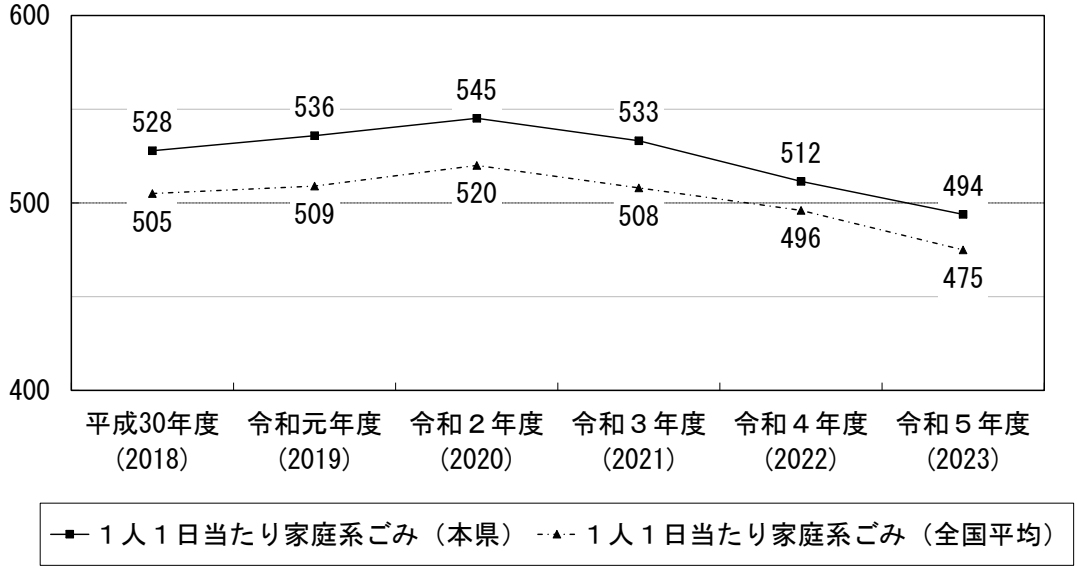
また、生活系ごみ（計画収集量＋直接搬入量）から資源ごみを控除した家庭系ごみ排出量も令和２（2019）年度以降減少傾向にあり、令和５（2023）年度の１人１日当たりの家庭系ごみ排出量は平成 30（2018）年度比で約６％（34ｇ）減少しています（図表 2-4）。

図表 2－3　ごみ総排出量及び１人１日当たりのごみ排出量の推移(福岡県)

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度(30年度比)
ごみ総排出量（千ｔ）	1,769	1,772	1,769	1,727	1,728	1,681 (-5.0%)
生活系ごみ（千ｔ）	1,144	1,160	1,176	1,148	1,111	1,069 (-6.5%)
事業系ごみ（千ｔ）	625	613	592	578	617	611 (-2.2%)
１人１日あたりの生活系ごみ排出量（ｇ）	612	618	629	616	590	568 (-7.2%)
１人１日あたりの事業系ごみ排出量（ｇ）	334	327	317	310	328	324 (-2.9%)
総人口（千人）	5,121	5,126	5,123	5,110	5,156	5,146 (+0.5%)

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」
＊災害廃棄物を除く。
＊生活系ごみ排出量には、集団回収量を含む。
＊１人１日当たりの排出量 ＝ 当該ごみの排出量÷人口÷365（うるう年は 366）

図表 2－4　１人１日当たりの家庭系ごみ排出量（福岡県及び全国）　（単位：ｇ）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」
＊災害廃棄物を除く。
＊家庭系ごみ排出量 ＝ 生活系ごみ（計画収集量＋直接搬入量）から資源ごみを控除した量

生活系ごみは、混合ごみ、可燃ごみ及び不燃ごみが減少している一方、資源ごみ及び粗大ごみは増加しています。事業系ごみも、粗大ごみを除き、生活系ごみとほぼ同様の傾向を示しています（図表 2-5、2-6）。

図表 2-5　品目別生活系ごみ排出量の推移（福岡県）

（単位：ｔ）

年度	合計	集団回収量	計画収集量＋直接搬入量						
			小計	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他のごみ	粗大ごみ
令和５年度(2023)	1,069,343	51,514	1,017,829	140,875	720,677	31,682	87,640	230	36,726
対平成30年度増減	−74,413	−24,227	−50,186	−15,678	−41,904	−4,834	6,214	−100	6,117
（対30年度比）	(−6.5%)	(−32%)	(−4.7%)	(−10%)	(−5.5%)	(−13.2%)	(+7.6%)	(−30.3%)	(+20%)
令和４年度(2022)	1,110,820	56,606	1,054,214	148,499	743,091	34,238	91,441	244	36,701
令和３年度(2021)	1,148,430	60,521	1,087,909	152,839	763,594	37,422	93,540	402	40,112
令和２年度(2020)	1,176,461	63,777	1,112,684	157,328	777,682	42,494	93,355	334	41,491
令和元年度(2019)	1,159,818	72,988	1,086,830	157,616	773,492	38,003	81,374	456	35,889
平成30年度(2018)	1,143,756	75,741	1,068,015	156,553	762,581	36,516	81,426	330	30,609

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

＊災害廃棄物を除く。

＊混合ごみとは、可燃または不燃を問わずに収集されるもの。

＊資源ごみとは、再資源化を目的とし収集されるもの。

図表 2-6　品目別事業系ごみ排出量の推移（福岡県）

（単位：ｔ）

	合計	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他のごみ	粗大ごみ
令和５年度(2023)	611,192	152,332	334,805	17,415	93,205	1,464	11,972
対平成30年度増減	−13,602	−14,966	−64,177	−11,929	83,284	328	−6,141
（対30年度比）	(−2.2%)	(−8.9%)	(−16.1%)	(−40.7%)	(+839.5%)	(+28.8%)	(−33.9%)
令和４年度(2022)	617,427	155,951	330,250	24,497	93,556	1,427	11,746
令和３年度(2021)	578,137	157,368	324,806	18,400	64,001	1,427	12,135
令和２年度(2020)	592,184	157,237	331,718	23,415	64,613	1,198	14,003
令和元年度(2019)	612,647	166,092	391,055	24,314	9,084	1,054	21,048
平成30年度(2018)	624,794	167,298	398,982	29,344	9,921	1,136	18,113

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

＊令和２年度以降、資源ごみ量の計上方法を変更した自治体があるため、数値が大きく変動している。

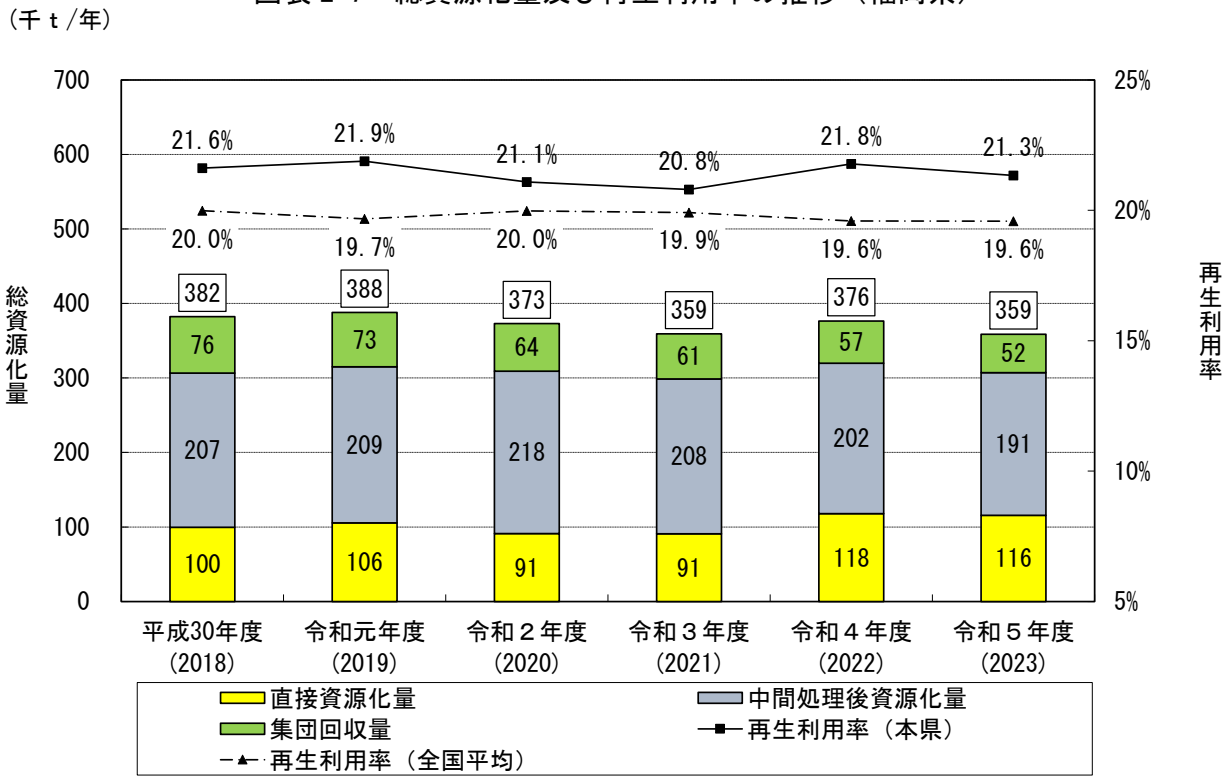
＊端数処理の都合上、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

⑵　再生利用

令和５（2023）年度の本県のごみの資源化（再生利用）の状況は、破砕や焼却等の中間処理後の資源化量が 191 千ｔ、市町村により回収され資源化された直接資源化量が 116 千ｔ、町内会や自治会などの地域の団体等により集団回収され資源化された集団回収量が 52 千ｔ、合計 359 千ｔが資源化されており、総排出量で割った再生利用率は 21.3％となっています。

平成 30（2018）年度と比較すると、直接資源化量が若干増加している以外は、いずれも減少しています。なお、令和５（2023）年度における本県のごみの再生利用率は、全国平均と比較すると約２ポイント上回っています（図表 2-7）。

図表 2-7　総資源化量及び再生利用率の推移（福岡県）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」
＊災害廃棄物を除く。
＊総資源化量 ＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量
＊再生利用率 ＝総資源化量÷総排出量×100
＊数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

総資源化量は、令和元（2019）年度から概ね減少傾向にあり、これはごみの総排出量の減少による影響の他、県内の一部市町村において令和５年度より可燃ごみの処理方式の変更（ごみの固形燃料化施設を廃止し清掃工場での直接焼却へ切替え）があり固形燃料への資源化量が大きく減少したことが要因と考えられます（図表 2－8）。

なお、再生利用率の算出基礎は、市町村等が収集しているごみ、住民・事業者によって市町村管理・委託の処理施設に直接搬入されるごみ、及び市民団体等により回収され、市町村に報告されるごみです。

古紙などのリサイクルしやすい廃棄物は統計調査の対象外である民間事業者による回収量が多いことを踏まえ、前計画では、目標設定において、この民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）を参考目標値として設定していました。

（平成 30（2018）年度推計値約 40%、令和 7（2025）年度目標値 40%）

＊民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）

環境省実施の「一般廃棄物処理実態調査」における本県のごみの総資源化量に、古紙回収などの民間回収量（全国）から算出した本県における民間回収量（推計値）を加えた上で再生利用率を算出したもの。

令和４（2022）年度において、民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）は、約 41%となっています（図表 2－9、10）。

図表 2－8　ごみの品目別総資源化量の推移（福岡県）

品　　目		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和5年度増減（30年度比）
ごみ総資源化量（単位：ｔ）		382,334	387,946	372,952	359,100	376,449	358,631	−23,703 (−6%)
	紙類	108,941	110,800	118,838	114,581	115,436	106,923	−2,018 (−2%)
	金属類	32,311	34,067	36,372	33,123	29,563	27,783	−4,528 (−14%)
	ガラス類	18,893	17,806	17,600	16,687	16,316	15,628	−3,265 (−17%)
	ペットボトル	8,598	8,745	9,490	10,027	10,431	10,348	+1,750 (+20%)
	プラスチック類	9,869	9,666	9,940	10,682	10,713	11,282	+1,413 (+14%)
	布	5,295	5,476	5,549	5,063	5,112	4,635	−660 (−12%)
	溶融スラグ	32,262	35,094	33,553	32,984	33,849	34,986	+2,724 (+8%)
	固形燃料	74,991	76,264	78,459	74,984	72,725	63,037	−11,954 (−16%)
	セメント原料化	14,080	13,516	13,342	11,385	11,864	11,693	−2,387 (−17%)
	山元還元	5,969	4,067	6,371	7,055	6,209	6,186	+217 (+4%)
	その他	71,125	72,445	43,438	42,530	64,231	66,130	−4,995 (−7%)
再生利用率		21.6%	21.9%	21.1%	20.8%	21.8%	21.3%	−0.3ﾎﾟｲﾝﾄ

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

＊災害廃棄物を除く。

＊山元(やまもと)還元(かんげん)：廃棄物の飛灰等を鉱山（製錬所）へ持ち込み、鉱石と同様に非鉄金属の原料（精錬の対象物）として利用すること。

図表 2－9　民間における再生利用量（全国）　（単位：千ｔ）

各団体の個別製品統計データにおける循環利用量（統計調査対象外）					
	ガラスびんリサイクル促進協議会資料	アルミ缶リサイクル協会資料	スチール缶リサイクル協会資料	全国牛乳容器環境協議会資料	（公財）古紙再生促進センター資料
	ガラスびん	アルミ缶	スチール缶	飲料用紙容器	古紙
令和２年度（2020）	653	55	233	33	14,735
令和３年度（2021）	564	50	236	32	14,373
令和４年度（2022）	609	56	218	31	13,873

出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」等

図表 2－10　民間における再生利用を加味した再生利用率

	令和４年度
ごみ再資源化量（全国）：単位　千ｔ	7,906
ごみ再資源化量（福岡県）：単位　千ｔ	376
民間事業者における循環利用量（全国）：単位　千ｔ	14,787
民間事業者における循環利用量（福岡県・推計）：単位　千ｔ	557
民間事業者における再生利用を加味した再生利用率（福岡県・推計）	41%

根拠資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」
　　環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」を基に算出

＊民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）
　環境省実施の「廃棄物等循環利用量実態調査」より、民事業者間における循環利用量（全国）を把握したのち、対応する品目の「一般廃棄物処理実態調査」における本県のごみの総資源化量の割合（本県の資源化量÷全国の資源化量）を算出した後、民間循環利用量（全国）に当該割合を乗じ、本県における民間循環利用量（推計値）を算出。
　「一般廃棄物処理実態調査」における本県の総資源化量に本県における民間循環利用量（推計値）を加えた上で再生利用率を算出したもの。

＊環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」における民間循環利用量のデータは令和４年度が最新のため、令和４年度における再生利用率を推計した。

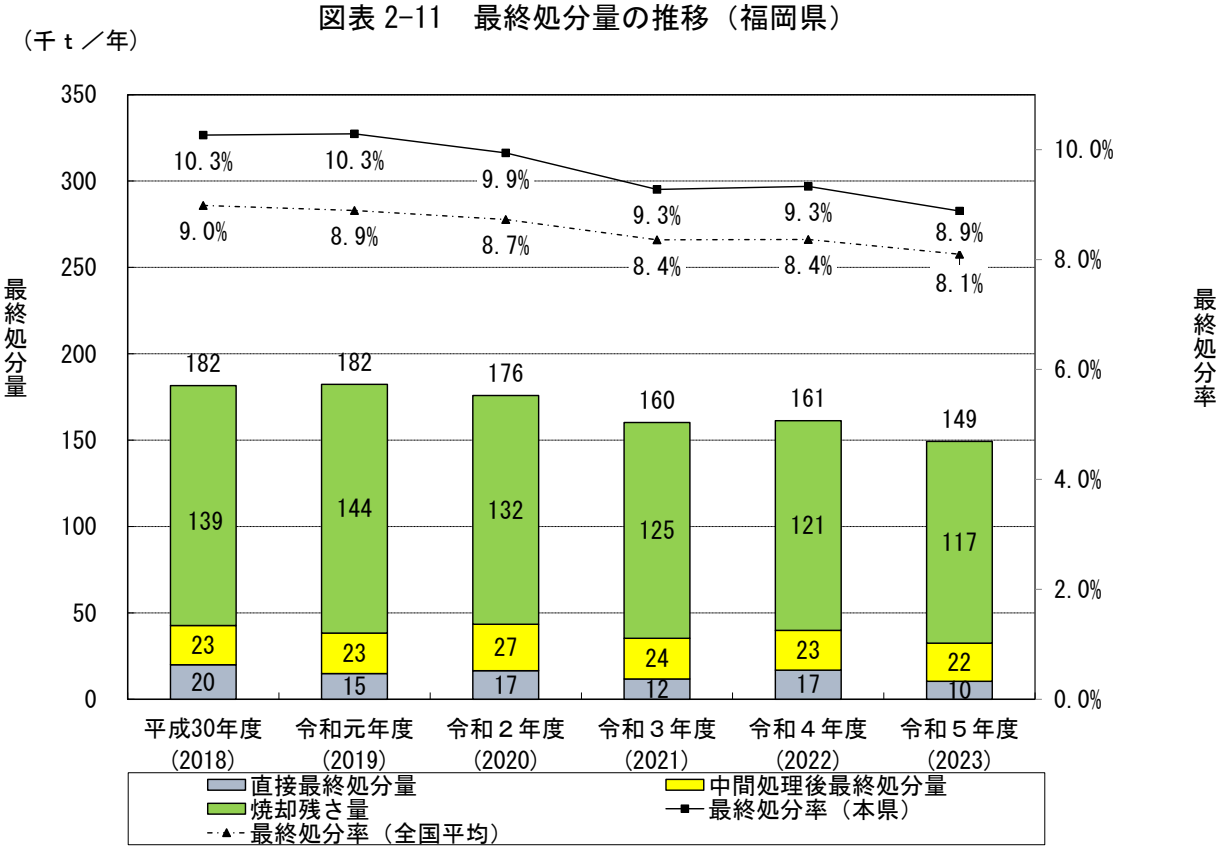
⑶　最終処分

令和５（2023）年度の本県のごみの最終処分の状況は、焼却後埋め立てられる焼却残さ量が 117 千ｔ、焼却以外の中間処理後に埋め立てられる中間処理後最終処分量が 22 千ｔ、中間処理されずそのまま埋め立てられる直接最終処分量が 10 千ｔの合計 149 千ｔです（図表 2-11）。

平成 30（2018）年度と比較すると、33 千ｔ、約 18%の減少となっています。なお、令和５（2023）年度における本県のごみの最終処分率（最終処分量を総排出量で割った割合）は 8.9%となり、全国平均と比較すると約１ポイント高くなっています。

ごみの最終処分量の減少は、一般廃棄物の排出量の減少によるほか、焼却等の中間処理を経ずに直接資源化されるごみの量の割合が増加したことにより焼却残さが減少したことによるものです。最終処分量のうち焼却残さ量は、平成 30（2018）年度において 139 千ｔであったのに対し、令和５（2023）年度においては 117 千ｔと、22 千ｔ減少しています。

図表 2-11　最終処分量の推移（福岡県）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」
＊災害廃棄物を除く。
＊直接最終処分量とは、中間処理をされずそのまま埋め立てられる量
＊中間処理後最終処分量とは、焼却以外の中間処理後に埋め立てられる量
＊焼却残さ量とは、焼却後埋め立てられる量
＊最終処分率＝最終処分量÷総排出量×100
＊数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

２　し尿等の排出、処理等

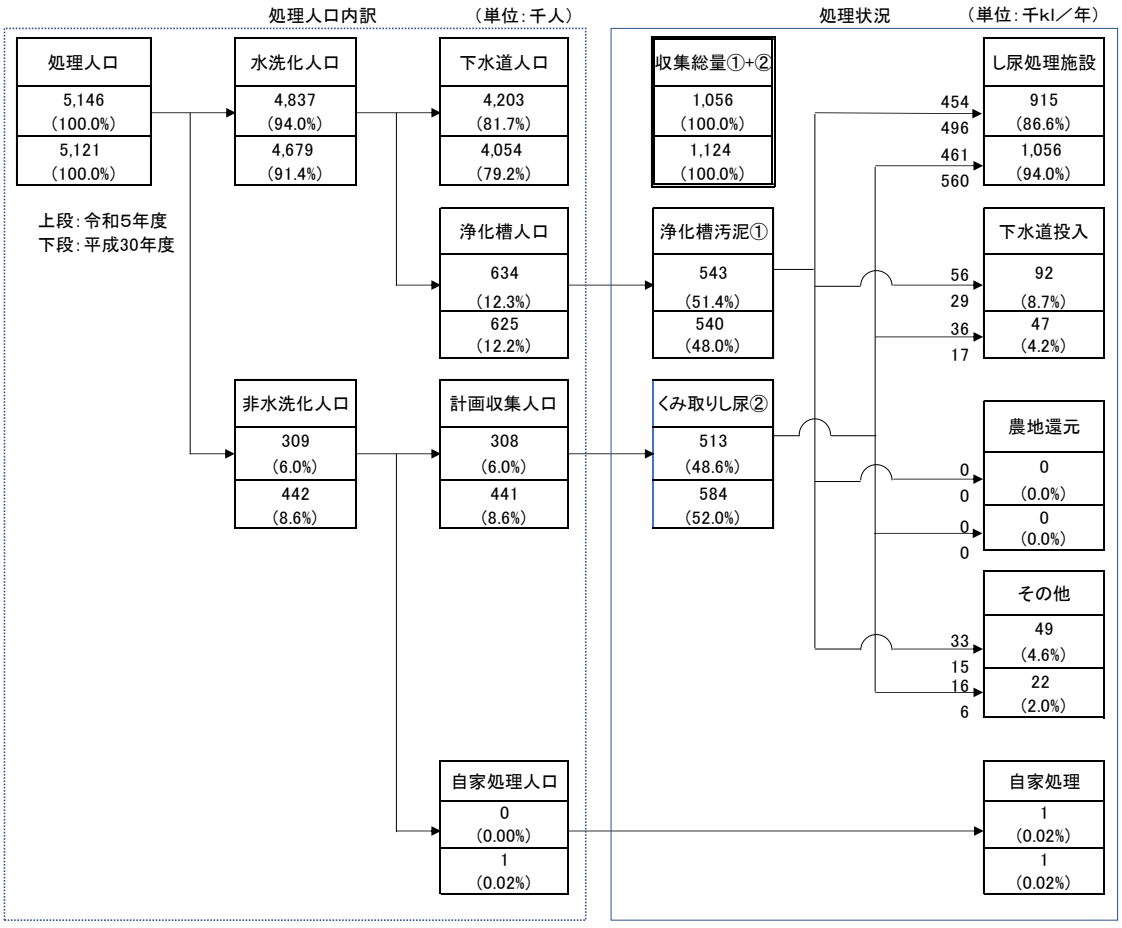
令和５（2023）年度の本県の処理人口 5,146 千人のうち、水洗化人口は 94.0%、下水道人口が 81.7%、浄化槽人口が 12.3%、非水洗化のくみ取りし尿の計画収集人口が 6.0%となっています（図表 2-12）。

下水道処理分及び自家処理分を除いた、市町村による令和５（2023）年度の収集総量は 1,056 千ｋｌであり、内訳は、浄化槽汚泥が 543 千ｋｌで 51.4%、くみ取りし尿が 513 千ｋｌで 48.6%となっています。

平成 30（2018）年度と比較すると、下水道人口の増加に伴い、非水洗化人口が減少したため、くみ取りし尿の収集量は減少しています。

収集後の浄化槽汚泥及びくみ取りし尿は、し尿処理施設などで処理されます。

図表 2－12　し尿の処理人口及び処理状況（福岡県）（令和５年度と平成 30 年度の比較）

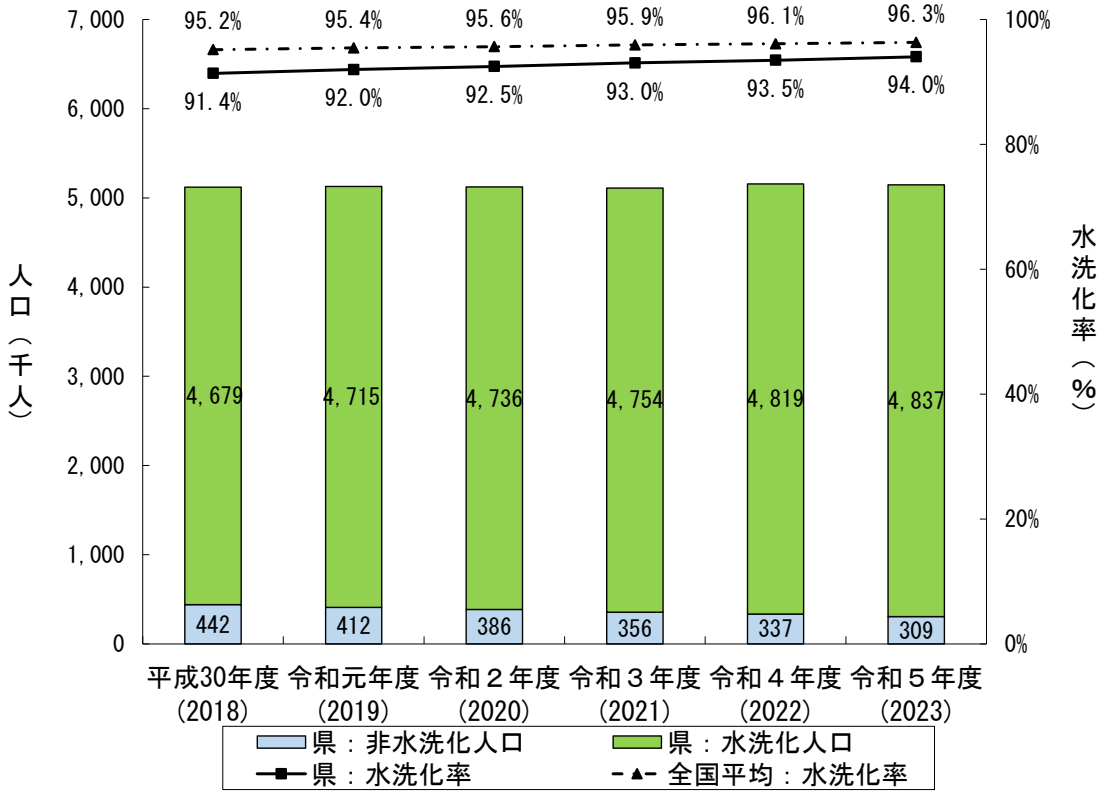


出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」
＊端数処理により収支が合わない場合がある。
＊浄化槽人口には、コミュニティ・プラント利用者、農業集落・漁業集落排水処理施設利用者を含む。

本県の水洗化人口は年々増加しており、令和５（2023）年度においては、4,837 千人、水洗化率 94.0%となっています。

なお、令和５（2023）年度における本県の水洗化率は、全国平均と比較すると約 2 ポイント下回っています（図表 2-13）。

図表 2-13　水洗化人口及び水洗化率の推移（福岡県）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

３　一般廃棄物処理施設

⑴　ごみ処理施設

令和６（2024）年 3 月 31 日時点における市町村のごみ処理施設は、可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設等を合計すると 69 施設が稼働しており、全施設を合計した処理能力は 9,211ｔ／日となっています。

また、令和６（2024）年 3 月 31 日時点において 20 年以上稼動している施設は 49 施設あります。

⑵　最終処分場

令和６（2024）年 3 月 31 日時点における最終処分場は 27 施設あり、残余容量の合計は 4,480 千m^3となっており、残余容量は令和２（2020）年と比べて約 20％（1,143 ㎥）減少しています。

各施設について、同日現在の残余容量を令和５（2023）年度の埋立実績量で今後も埋め立てると仮定した場合、残余年数が 20 年以上の施設は 20 施設あります。

⑶　し尿処理施設

令和６（2024）年 3 月 31 日時点における市町村のし尿処理施設（地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）を除く）は、29 施設が稼働しており、全施設を合計した処理能力は 3,638ｋｌ／日となっています。

また、令和６（2024）年 3 月 31 日時点において 20 年以上稼動している施設は 20 施設あります。

４　一般廃棄物の適正処理

○　一般廃棄物（ごみ）は各市町村が策定する一般廃棄物処理計画に沿って処理が進められていますが、県内の一部地域において、ポイ捨てや不適正処理により散乱し、道路や河川敷へ飛散している箇所が確認されています(図表 2-14)。

図表 2-14　道路や河川敷にごみが散乱している様子



出典：福岡県「福岡県散乱ごみ対策事例集」

○　みなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取りにより汚水処理を行っている地域においては、生活排水が公共用水域に流れこんで水質汚濁の要因の一つとなっています。

○　また、近年、プラスチックに係る問題として、海洋プラスチックが国際的な問題となっています。

特に、海洋プラスチックのうち、波や日光により細分化されたマイクロプラスチック（5㎜以下の微細なプラスチックごみ）は、生態系や海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

第２　一般廃棄物処理に関する前計画の目標の進捗状況

令和３（2021）年に策定した前回の廃棄物処理計画においては、令和７（2025）年度を目標年度として、一般廃棄物（ごみ）に関する目標を定めました。

前計画で定めた目標の進捗状況は以下のとおりです（図表 2-15）。

図表 2－15　前計画の目標の進捗状況（一般廃棄物（ごみ））

項　目	平成 30 年度 実　績 （基準年）	令和２年度 実　績	令和３年度 実　績	令和４年度 実　績	令和５年度 実　績 （対 30 年度比）	令和７年度 目　標
総排出量 （対 H30 年度比）	1,769 千ｔ	1,769 千ｔ	1,727 千ｔ	1,728 千ｔ	1,681 千ｔ （-5%）	1,681 千ｔ （30 年度の 5%減）
１人１日当たりの家庭系ごみ排出量	528ｇ	545ｇ	533ｇ	512ｇ	494ｇ （-6%）	516ｇ
再生利用率	21.6%	21.1%	20.8%	21.8%	21.3%	22%
最終処分量 （対 H30 年度比）	182 千ｔ	176 千ｔ	160 千ｔ	161 千ｔ	149 千ｔ （-18%）	171 千ｔ （30 年度の 6%減）

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

＊災害廃棄物を除く。

１　総排出量

令和５（2023）年度の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は 1,681 千ｔで、令和７（2025）年度目標である 1,681 千ｔ以内となっています。

２　１人１日当たりの家庭系ごみ排出量

令和５（2023）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の１人１日当たりの家庭系ごみ排出量は 494ｇで、令和７（2025）年度目標である 516ｇ以内となっています。

３　再生利用率

令和５（2023）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の再生利用率は 21.3%で、令和７（2025）年度目標である 22%に達していません。

４　最終処分量

令和５（2023）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の最終処分量は 149 千ｔで、令和７（2025）年度目標である 171 千ｔ以内となっています。

第３　一般廃棄物処理の課題

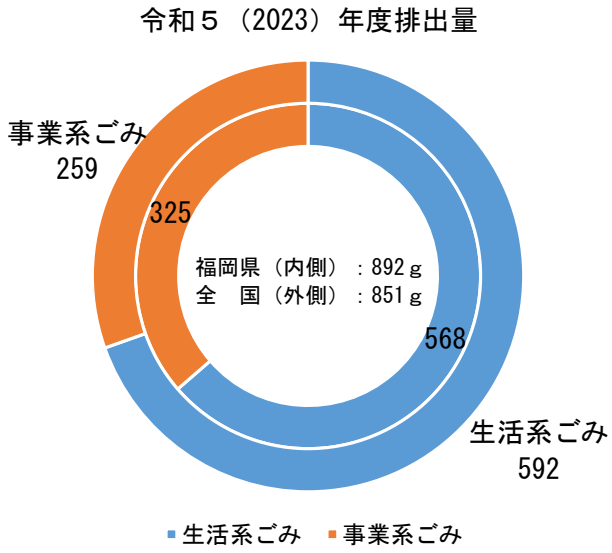
第２で整理した廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況を踏まえ、本県の廃棄物処理の課題の整理を行います。

○　本県の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、近年、減少しています。

しかし、県民１人１日当たりに換算した場合、本県の１人１日当たりのごみ排出量は全国平均より多く、特に事業系ごみについて、令和５（2023）年度で325ｇと、全国平均の259ｇより多い状況にあります（図表2-16）。

このため、飲食店や小売店における食品ロス削減や、プラスチックの使用削減などのごみの発生を抑制する取組みや、そのまま使用できるものは、再使用していくといった取組みを一層進めていく必要があります。

図表2-16　１人１日当たりのごみ（生活系+事業系）排出量の構成（福岡県及び全国）



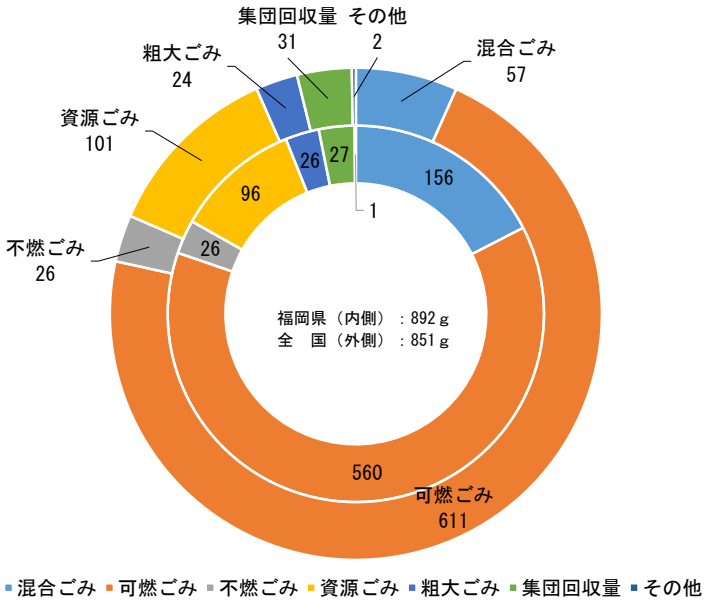
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

○　本県の資源ごみの排出量を県民１人１日当たりに換算した場合、令和５(2023)年度で96ｇと、全国平均の101ｇより少ない状況です（図表2-17）。

また本県のごみの再生利用率は、国の令和５（2023）年度の実績値（19.6%）を上回っているものの、近年は21～22%程度の横ばいで推移しています。

県内で排出されている混合ごみや可燃ごみ等の中にも資源として扱われるごみが未だ含まれている可能性があり、資源回収の取組みを更に進める必要があります。

図表2-17　１人１日当たりのごみ(生活系+事業系)排出量の品目別構成(福岡県及び全国)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

○　みなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取りにより汚水処理を行っている地域においては、生活排水が公共用水域に流れこんで水質汚濁の要因の一つとなっているため、合併処理浄化槽への転換等を着実に進めることが課題となっています。

○　県内市町村の一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）は、稼働年数20年以上の施設が70%以上となっており、施設の更新に向けた検討が必要となっています。

更新にあたっては、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化等の観点から、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に向け、更に検討を進め、中長期的な視点で安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制の構築を推進していく必要があります。またその検討にあたっては、既存施設の廃止や移転、住民の理解形成、自治体の費用負担の公平性といった課題があり、丁寧な議論と合意形成が求められます（新規課題）。

○　一般廃棄物（ごみ）のポイ捨てや不適正処理（ごみステーションからの散乱、不法投棄等）は、散乱ごみとなって景観を損ねるだけでなく、河川を流れて海域へ至り海洋プラスチック汚染の一因となるなど、大きな課題となっています。

散乱ごみの発生防止には、ごみ処理に対する県民の意識の向上を図るとともに、看板による注意喚起や監視強化等、取組みの一層の充実が必要となっています。

○　海洋プラスチックなどの海岸漂着ごみは、家庭から排出される生活系ごみなどの身近なごみに起因するものが多く含まれているため、沿岸地域だけではなく、陸域を含めた県民一人一人が海岸漂着ごみの問題への理解を深め、ごみのポイ捨てをしない、清掃活動に参加するなどといった行動変容につなげていくことが重要です。

○　使用済リチウムイオン電池を廃棄物として処理する際に、発火して火災となる事故等が多発しています。リチウムイオン電池は多くの小型家庭用電気機器に使用されていますが、破損・変形により発熱・発火する危険性が高いことから、適切な方法で廃棄されるよう注意喚起していく必要があります（新規課題）。

第２節　産業廃棄物処理の現状及び課題

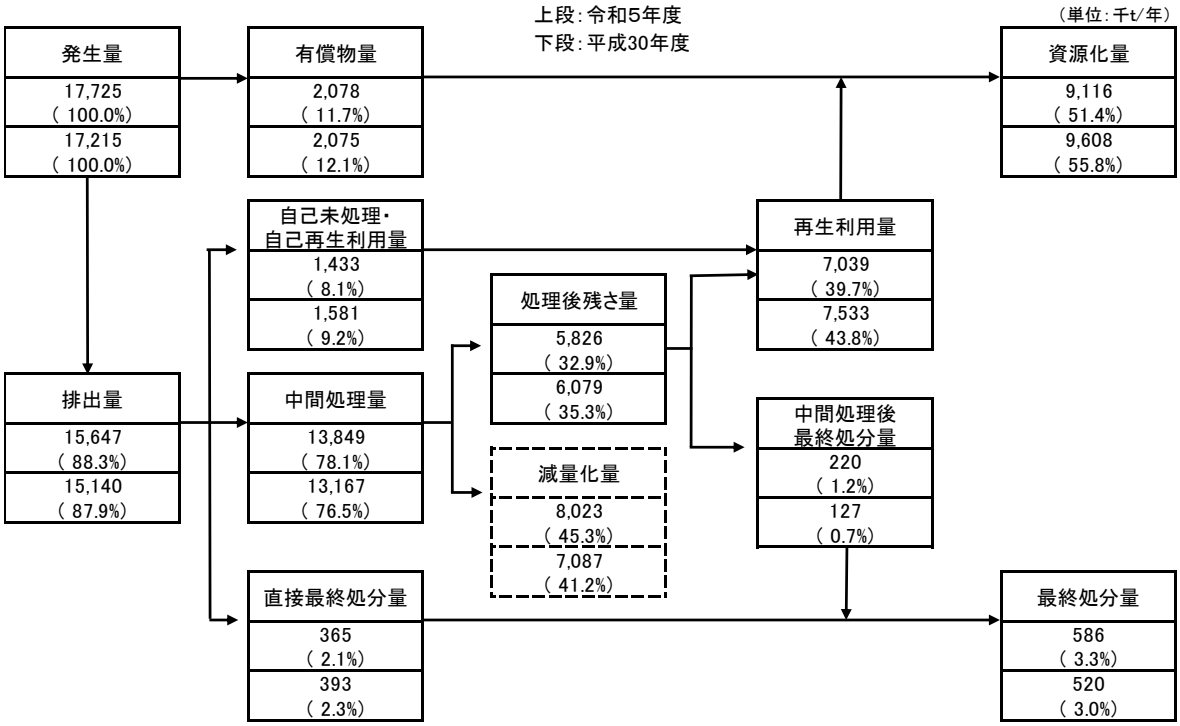
第１　産業廃棄物処理の現状

１　産業廃棄物の発生、処理及び最終処分

令和５（2023）年度の本県の産業廃棄物の発生量は 17,725 千ｔ、排出量は 15,647 千ｔとなっています（図表 2-18）。

処理の内訳は、肥料や建設資材、セメント原料等に再資源化された量が 9,116 千ｔ（発生量比 51.4%）、脱水や焼却等の中間処理により減量化された量が 8,023 千ｔ（同 45.3%）、最終処分量は 586 千ｔ（同 3.3%）となっています。

図表 2-18　産業廃棄物の処理フロー（福岡県）（令和５年度と平成 30 年度の比較）



出典：福岡県「環境白書」等
※　数値については、端数処理により収支が合わない場合がある。
※　（ ）は、発生量比。

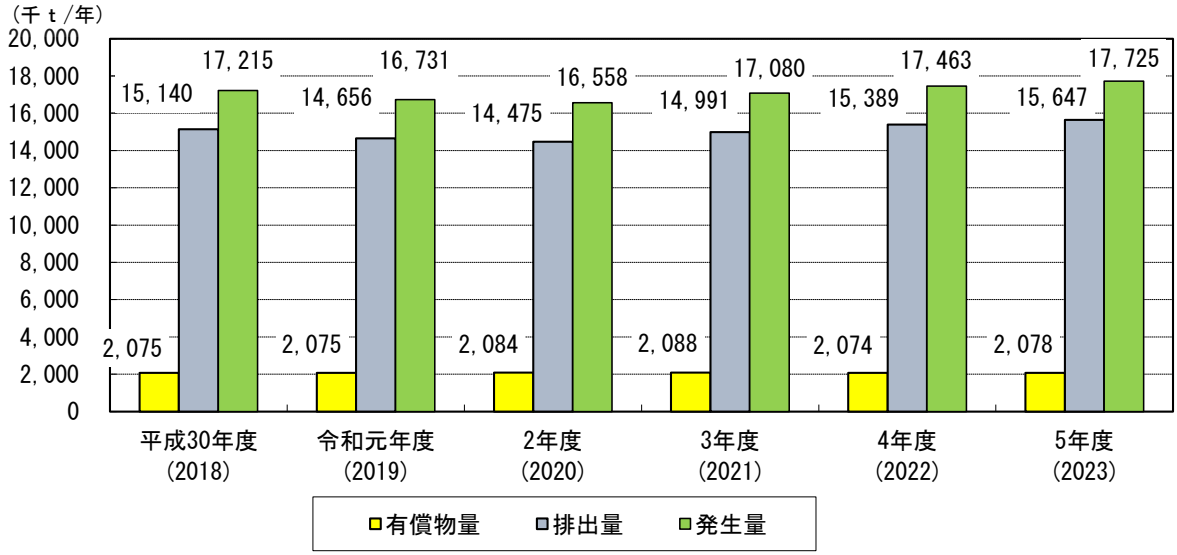
⑴　排出量

令和５（2023）年度の福岡県の産業廃棄物の排出量は、事業場内で発生した 17,725 千ｔから、中間処理されることなく他者に有償で売却された有償物量 2,078 千ｔを除いた 15,647 千ｔとなっています（図表 2-19）。

産業廃棄物の排出量は、景気の影響を受けやすい傾向にあります。令和元年度以降、国内外で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の自粛が求められる状況となったことから、県内総生産は令和２（2020）年度まで減少傾向にありましたが、令和３（2021）年度以降上昇に転じており、産業廃棄物の排出量も同様の増加傾向となっています（図表 2-20）。

排出量を品目別にみると、汚泥が全体の 51.9％を占めており、次いで、がれき類が 22.2％となっています。排出量を業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業からの排出が最も多く、続いて、製造業、建設業の順に多くなっています（図表 2-21）。

図表 2-19　発生量、有償物量及び排出量の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」等

＊排出量＝発生量－有償物量

＊有償物量…事業場内で発生し、中間処理されることなく他者に有償で売却された量

＊数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

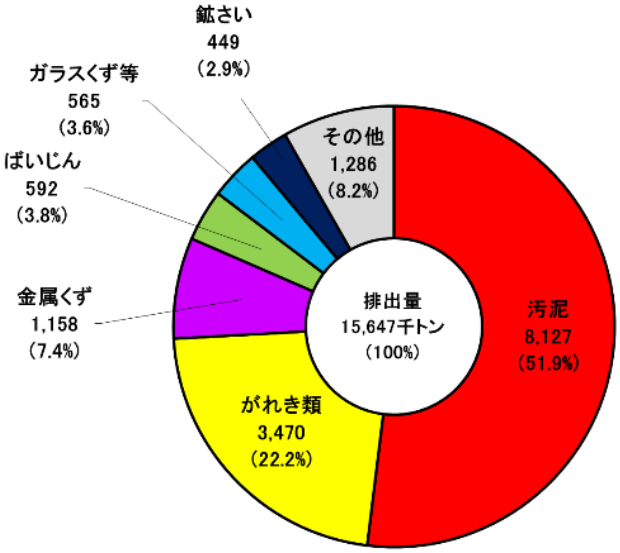
図表 2－20　福岡県内総生産と産業廃棄物排出量の推移

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)
県内総生産(実質:連鎖方式)（百万円）	19,967,848	19,750,492	18,625,144	19,297,859	19,567,651
増減率（前年比）	－	-1.1%	-5.7%	3.6%	1.4%
産業廃棄物排出量（千ｔ）	15,140	14,656	14,475	14,991	15,389
増減率（前年比）	－	-3.2%	-1.2%	3.6%	2.7%

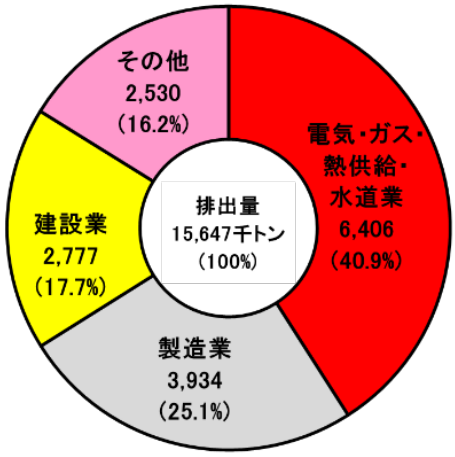
出典：福岡県県民経済計算（平成２３～令和４年度）、福岡県「環境白書」

図表 2-21　産業廃棄物の種類、業種別排出量（令和５年度）

種類別排出量



業種別排出量

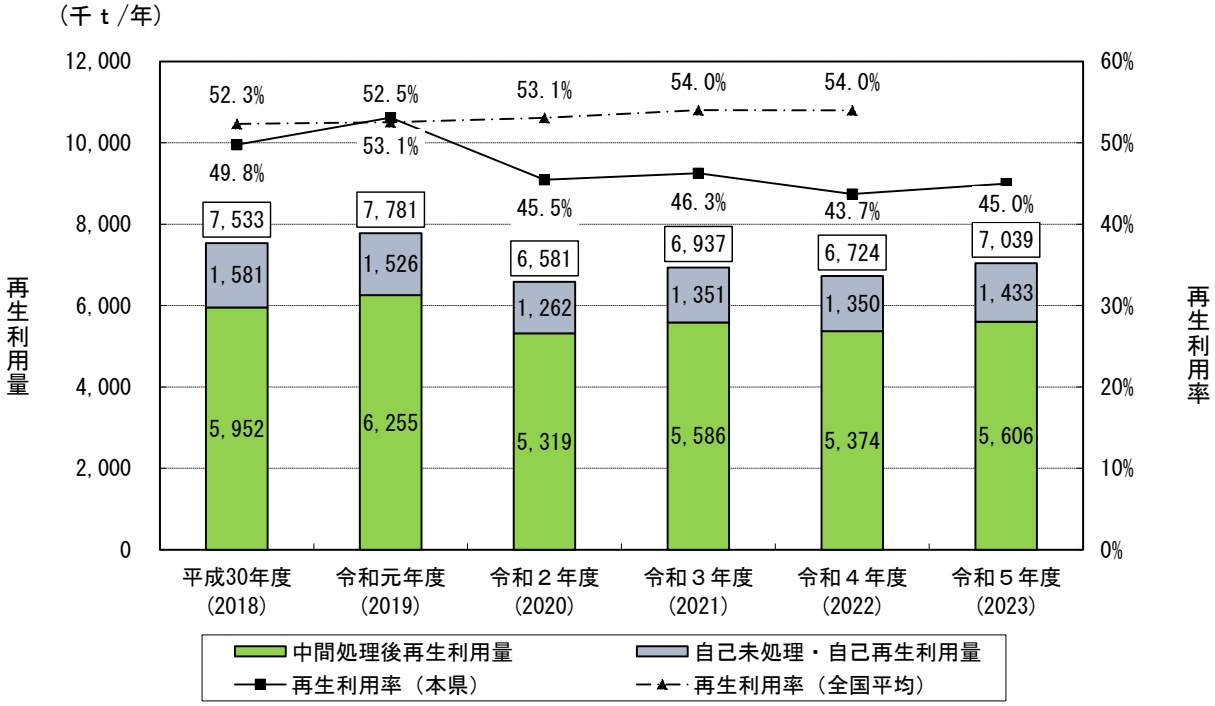


⑵　再生利用

令和５（2023）年度の本県の産業廃棄物の再生利用の状況は、焼却等の中間処理をせずに排出者が自ら再生利用したものが 1,433 千ｔ、中間処理後に再生利用されたものが 5,606 千ｔの合計 7,039 千ｔが再生利用されており、排出量で割った再生利用率は 45.0％となっています（図表 2-22）。

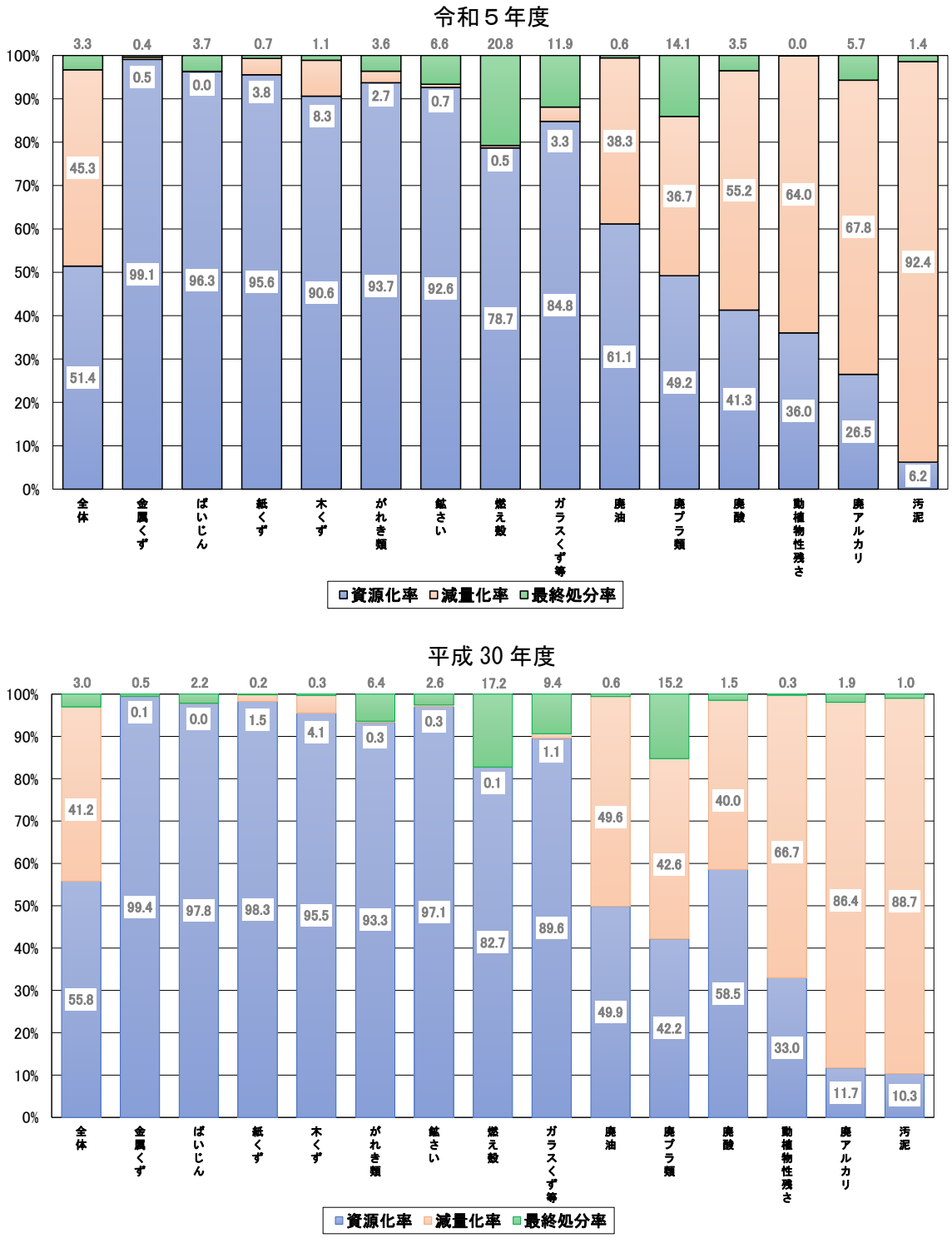
なお、汚泥のみの再生利用率は 6.1％、汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率は 87.0％となっています（図表 2-23、2-24）。

図表 2-22　再生利用量及び再生利用率の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等
＊再生利用量 ＝中間処理後再生利用量＋自己未処理・自己再生利用量
＊中間処理後再生利用量…焼却等の中間処理の後に再生利用された量
＊自己未処理・自己再生利用量…中間処理をせずに排出者が自ら再生利用した量
＊再生利用率 ＝再生利用量÷排出量×100
＊数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。
＊全国の排出量等実績は令和４（2022）年度が最新値

図表 2-23　主な産業廃棄物の種類別資源化率、減量化率、最終処分率



出典：福岡県「環境白書」

＊　資源化率　＝資源化量÷発生量×100

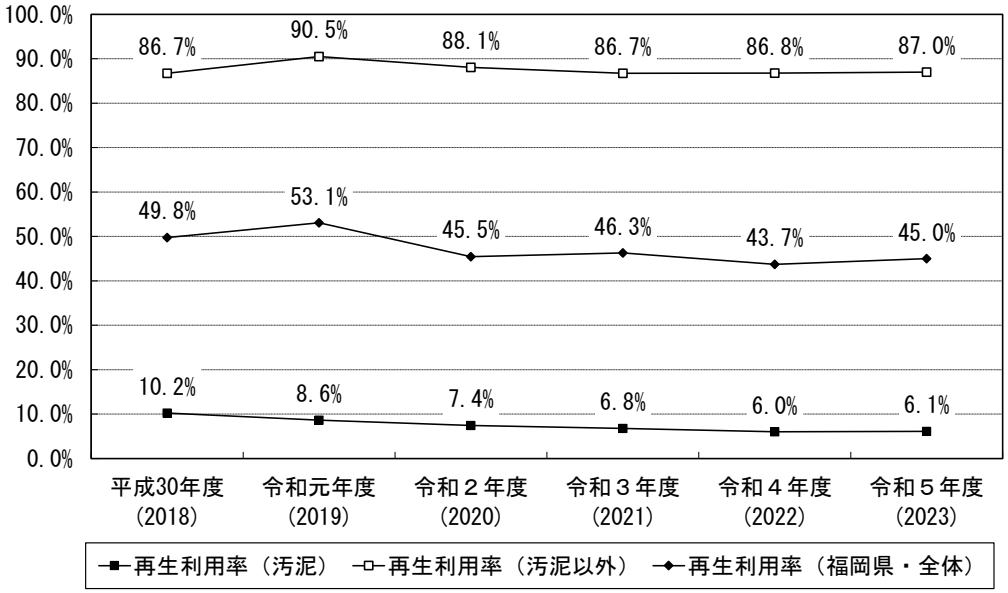
＊　減量化率　＝減量化量÷発生量×100

＝（発生量－資源化量－最終処分量）÷発生量×100

＊　最終処分率＝最終処分量÷発生量×100

＊　数値については、端数処理のため、合計値が 100%とならない場合がある。

図表 2－24　産業廃棄物の再生利用率の推移（福岡県）

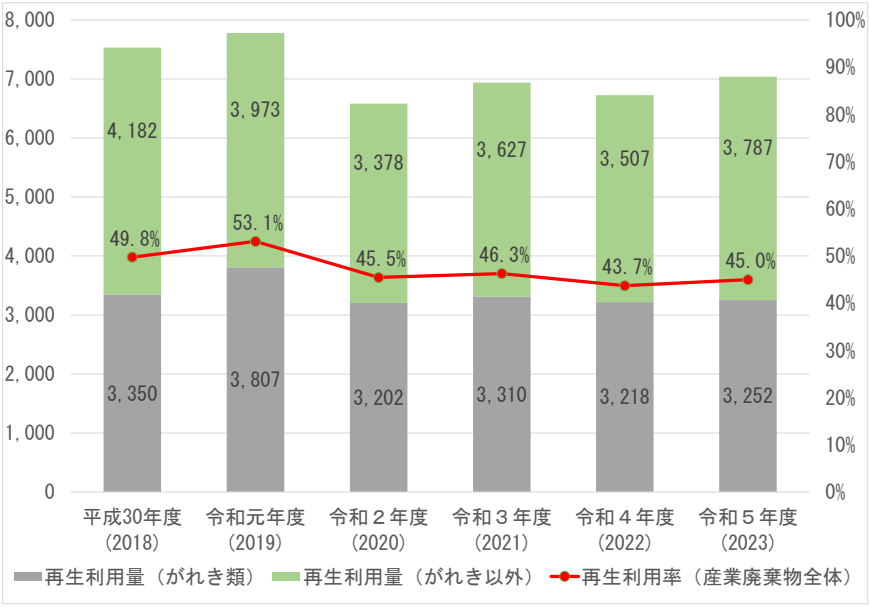


出典：福岡県「環境白書」等

＊再生利用率　＝再生利用量÷排出量×100
　　＝再生利用量÷（発生量－有償物量）×100

再生利用率は、主に路盤材として再生利用され、本県の再生利用量の約 50%を占めているがれき類が平成 30（2018）年度と比べ排出量・再生利用量ともに減少し、産業廃棄物全体での再生利用量の減少につながったため、低下したものと推測されています（図表 2-25）。

図表 2－25　再生利用量（がれき類）と再生利用率の推移



出典：福岡県「環境白書」等

なお再生利用率と別に、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和 7 年 2 月改正）においては、産業廃棄物の出口側の循環利用率約 37%が令和 12（2030）年度の目標値として設定されています。

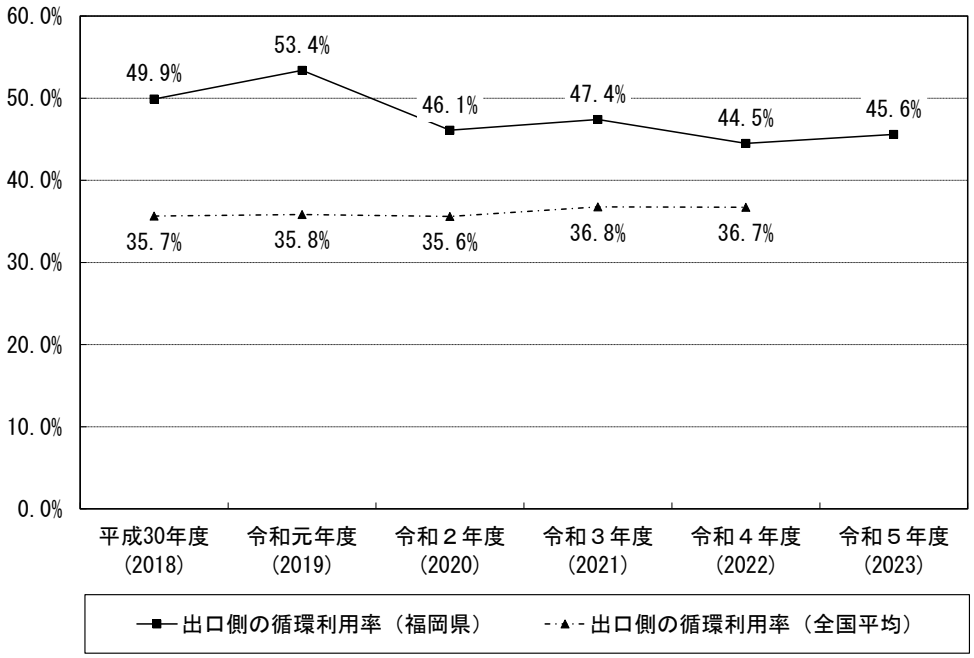
産業廃棄物の出口側の循環利用率…産業廃棄物の循環利用量÷産業廃棄物の排出量×100

循環利用量…再生利用量＋（金属くず・ガラスくず等・鉱さい・がれき類の減量化量）－動物のふん尿の直接再生利用量

＊動物のふん尿のうち何らかの処理をされることなく農地に還元されている量は自然還元量と定義し、循環利用量に含めない。

本県の産業廃棄物の出口側の循環利用率は、令和５（2023）年度時点で 45.6%であり、既に国が定める令和 12（2030）年度の目標値を達成しています（図表 2－26）。

図表 2－26　産業廃棄物の出口側の循環利用率（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

＊産業廃棄物の出口側の循環利用率…産業廃棄物の循環利用量÷産業廃棄物の排出量×100

＊循環利用量…再生利用量＋（金属くず・ガラスくず等・鉱さい・がれき類の減量化量）－動物のふん尿の直接再生利用量

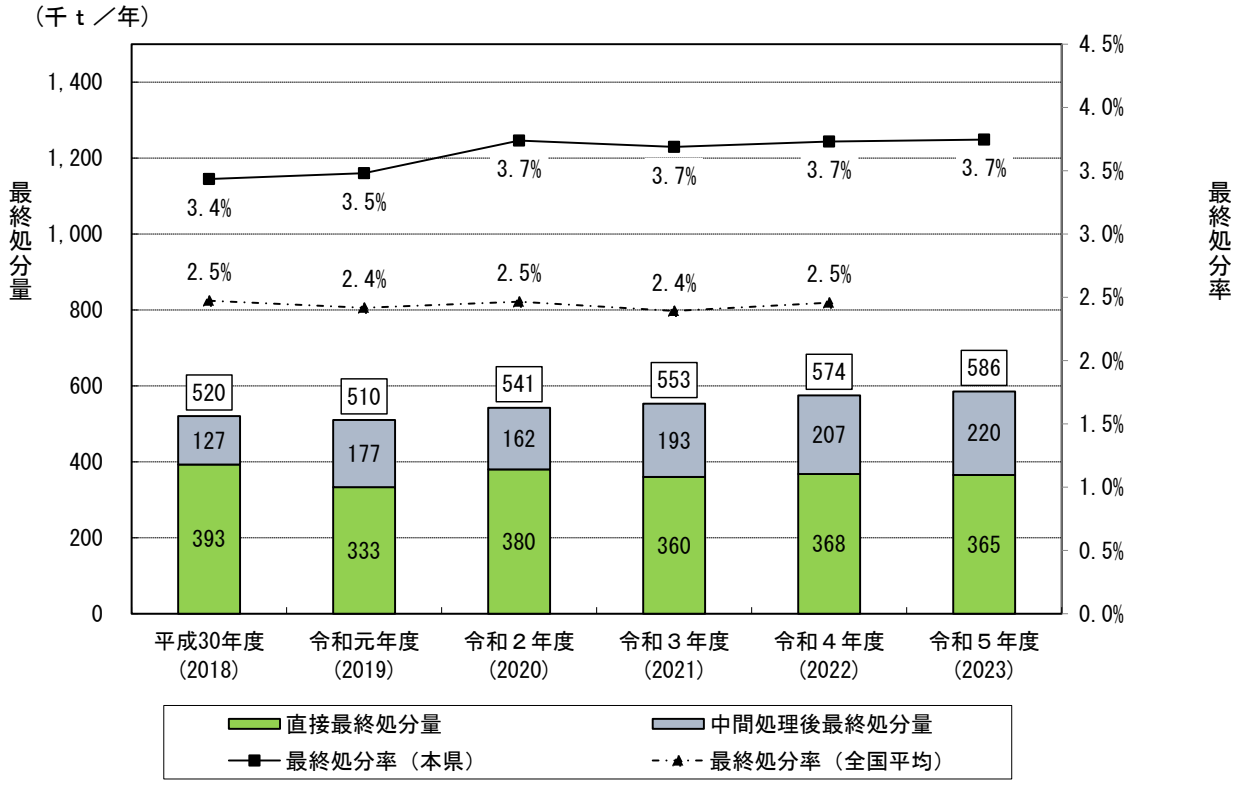
＊全国の排出量等実績は令和４（2022）年度が最新値

⑶　最終処分

令和５（2023）年度の本県の産業廃棄物の最終処分の状況は、焼却や破砕等の中間処理後に埋め立てられる中間処理後最終処分量 220 千ｔ、中間処理をせずそのまま埋め立てられる直接最終処分量 365 千ｔの合計 586 千ｔが最終処分されており、排出量で割った最終処分率は 3.7%となっています（図表 2-27）。

最終処分量は、令和元年（2019）年度以降、最終処分量は増加傾向にあり、令和５（2023）年度は平成 30（2018）年度と比較して、66 千ｔ、約 13%の増加となっています。令和５（2023）年度は特にがれき類の最終処分量が増加しており、これは県内における大規模工事（大規模建設工事や駅・鉄道関係工事等）の増加の影響によるものと推定されます。

図表 2-27　最終処分量の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等
＊最終処分量　＝直接最終処分量＋中間処理後最終処分量
＊最終処分率　＝最終処分量÷排出量×100
＊数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。
＊全国の排出量等実績は令和４（2022）年度が最新値

２　産業廃棄物処理施設

⑴　産業廃棄物処理施設の数

本県内の産業廃棄物処理施設は、819 施設となっています（図表 2－28）。

図表 2-28　産業廃棄物処理施設の設置状況（福岡県）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

施設の種類		許可件数				
		福岡県域	北九州市	福岡市	久留米市	合計
汚泥	脱水施設	44	30	15	13	102
	乾燥施設	3	4	0	0	7
	焼却施設	4	19	0	1	24
廃油	油水分離施設	5	10	0	1	16
	焼却施設	5	18	1	1	25
廃酸・廃アルカリの中和施設		1	5	0	0	6
廃プラスチック類	破砕施設	25	58	5	4	92
	焼却施設	9	20	2	2	33
木くず・がれき類の破砕施設		171	132	27	91	421
有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		0	1	0	0	1
水銀等を含む汚泥のばい焼施設		0	1	0	0	1
廃水銀等の硫化施設		0	0	0	0	0
汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		1	9	0	0	10
廃石綿、石綿含有産業廃棄物の溶融施設		0	1	0	0	1
その他の産業廃棄物の焼却施設		7	18	2	1	28
ＰＣＢ	焼却施設	0	0	0	0	0
	分解施設	0	3	0	0	3
	洗浄・分離施設	0	1	0	0	1
最終処分場	遮断型	1	0	0	0	1
	安定型	21	4	4	1	30
	管理型	11	5	1	0	17
計		308	339	57	115	819

＊廃棄物処理法施行令第７条に掲げる施設（施設設置許可を要する施設）のみを計上している。

＊福岡県域…廃棄物処理法施行令第 27 条で定める指定都市（本県では、北九州市、福岡市及び久留米市）を除いた区域。なお、大牟田市は、令和元（2019）年度末をもって指定都市の指定が解除されたため、福岡県域に含んで計上している。

⑵　最終処分場の残余容量

本県内の安定型最終処分場の令和６（2024）年３月 31 日時点の残余容量は 1,703 千㎥、令和５（2023）年度の埋立実績は 223 千㎥であり、８年程度の残余年数があります。

また、管理型最終処分場の令和６（2024）年３月 31 日時点の残余容量は 12,469 千㎥、令和５（2023）年度の埋立実績は 850 千㎥であり、15 年程度の残余年数があります（図表 2－29）。

図表 2-29　最終処分場の残余容量（福岡県）

（令和６年３月31日時点）（単位：千㎥）

施設の種類＼地域		福岡県域	北九州市	福岡市	久留米市	合　計
遮断型最終処分場	残余容量	0	－	－	－	0
	令和５年度埋立実績	0	－	－	－	0
安定型最終処分場	残余容量	645	984	71	2	1,703
	令和５年度埋立実績	142	32	49	0	223
管理型最終処分場	残余容量	393	12,076	－	－	12,469
	令和５年度埋立実績	12	838	－	－	850
合計	残余容量	1,039	13,060	71	2	14,172
	令和５年度埋立実績	155	870	49	0	1,074

＊福岡県域…廃棄物処理法施行令第 27 条で定める指定都市（本県では、北九州市、福岡市及び久留米市）を除いた区域。なお、大牟田市は、令和元（2019）年度末をもって指定都市の指定が解除されたため、福岡県域に含んで計上している。

＊数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

３　不適正処理の状況

本県における産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、発生件数が減少してはいるものの、依然として発生しており、住民の処理業者等への不信感や生活環境の汚染に対する不安の声は未だ消えておりません（図表 2-30）。

本県では、不適正処理の未然防止や早期是正のため、排出事業者・処理業者に対する監視指導を強化し、適正処理の徹底を図っています。

また、最終処分場や焼却施設については、重点監視対象施設として監視を実施し、処分場等の安全、適正な管理に向けた指導に努めています。

(1)　排出事業者に対する監視指導

排出事業者の処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を一層徹底するため、有害物質関連の事業場や処理施設を有する事業場、更には排出量の多い事業場等の立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、法令の遵守、処理体制の整備及び処理施設の適正管理を指導しています。

(2)　処理業者に対する監視指導

産業廃棄物処理業者は、その性格上社会的な責任が大きいこと、また、取り扱う産業廃棄物が多量かつ多種類に及ぶことから、立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、許可事業範囲の徹底、処理に関する基準の遵守及び処理施設の適切な管理による産業廃棄物の適正処理を指導しています。

(3)　不法投棄防止のための監視

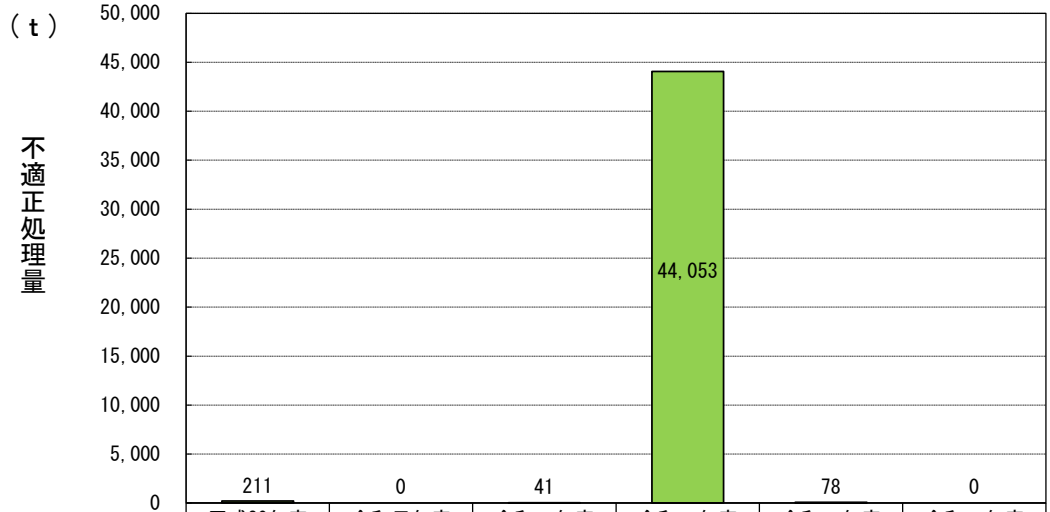
廃棄物の不法投棄防止に関する監視と情報交換を目的として、平成 6（1994）年 3 月に福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置するとともに、県内地域ごとに政令市（廃棄物処理法施行令第 27 条で定める指定都市）又は県保健福祉環境事務所を中心として警察署及び市町村等で構成する地域連絡協議会を設置しており、この協議会を中心に不法投棄監視体制の整備を進めています。

また、県内の市町村では、不法投棄の疑いがある情報を地域住民から収集する不法処理防止推進員制度の整備が進められています。

(4)　立入検査と行政処分

本県では、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法等に基づき、処理業者や処理施設等への立入検査を実施しており、廃棄物処理法に違反する処理等が行われた場合には、改善命令、措置命令、業の停止、業許可の取消し等の行政処分を行っています（図表 2-31）。

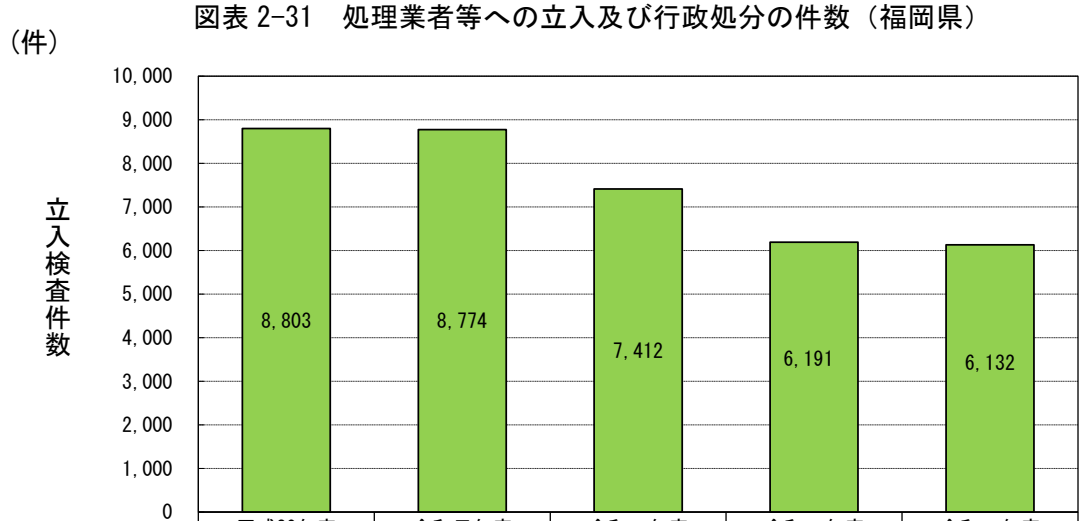
図表 2-30　産業廃棄物不法投棄等不適正処理事例の推移（福岡県）



	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)
不適正処理量	211	0	41	44,053	78	0
不適正処理件数	2	0	2	2	2	0

出典：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」
＊１件あたり１０ｔ以上の不法投棄など不適正処理を計上
＊令和３年度は、過去から継続している不適正処理事案を計上した量（41,303ｔ）を含む

図表 2-31　処理業者等への立入及び行政処分の件数（福岡県）



	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)
立入検査件数	8,803	8,774	7,412	6,191	6,132
行政処分件数	14	21	8	15	7

出典：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」

第２　産業廃棄物に関する前計画の目標の進捗状況

令和３（2021）年に策定した前回の廃棄物処理計画においては、令和７（2025）年度を目標年度として、産業廃棄物に関する目標を定めました。

前計画で定めた目標の進捗状況は、以下のとおりです（図表 2-32）。

図表 2－32　前計画の目標の進捗状況（産業廃棄物）

項　目		平成 30 年度 実　績 （基準年）	令和２年度 実　績	令和３年度 実　績	令和４年度 実　績	令和５年度 実　績 （対 30 年度比）	令和７年度 目　標
排出量		15,140 千ｔ	14,475 千ｔ	14,991 千ｔ	15,389 千ｔ	15,647 千ｔ （+3.3%）	15,291 千ｔ （30 年度の 1%増以内）
再生利用率	汚泥	10.2%	7.4%	6.8%	6.0%	6.1%	10%
	汚泥以外	86.7%	88.1%	86.7%	86.8%	87.0%	90%
最終処分量		520 千ｔ	541 千ｔ	553 千ｔ	574 千ｔ	586 千ｔ （+12.7%）	526 千ｔ （30 年度の 1%増以内）

出典：福岡県「環境白書」等

＊排出量＝発生量－有償物量

有償物量とは、中間処理されることなく、事業場から直接有償で売却されたもの。

＊再生利用率＝再生利用量÷排出量×100

＊最終処分量＝直接最終処分量＋中間処理後最終処分量

１　排出量

令和５（2023）年度の本県の産業廃棄物の排出量は 15,647 千ｔで、令和７（2025）年度目標である 15,291 千ｔを超過しています。

２　再生利用率

令和５（2023）年度の本県の産業廃棄物の再生利用率は、汚泥については 6.1％で、令和７（2025）年度目標である 10％に達しておらず、また汚泥以外の産業廃棄物についても 87.0％で、令和７（2025）年度目標である 90％に達していません。

３　最終処分量

令和５（2023）年度の本県の産業廃棄物の最終処分量は 586 千ｔで、令和７（2025）年度目標である 526 千ｔを超過しています。

第３　産業廃棄物処理の課題

第２で整理した廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況を踏まえ、本県の廃棄物処理の課題の整理を行います。

○　本県の産業廃棄物の排出量は、平成30（2018）年度から令和２（2020）年度までは減少していましたが、令和３（2021）年度以降増加傾向になっています。 一方、再生利用率は令和２（2020）年度以降横ばいで推移しており、その結果、産業廃棄物の最終処分量が増加傾向となっています。

資源の循環利用を促進して廃棄物の最終処分を抑制するために、産業廃棄物を多量に排出する事業者への指導を行うとともに、今後大量に発生することが見込まれる廃棄物（廃棄太陽光発電パネルや電気自動車（EV）の使用済バッテリー等）のリユース・リサイクル体制の構築の促進等の取組みを推進していく必要があります。

○　産業廃棄物の不法投棄等不適正処理は、一旦発生すると環境に及ぼす影響が大きく、原状回復にも多大な時間と労力を要することから、監視指導に係る取組みの一層の充実や強化が必要となっています。

○　使用済家電製品等の雑品スクラップを多量に保管する事業者が増加しています。雑品スクラップは、有価で取り引きされ廃棄物に該当しないケースも多くありますが、環境保全措置が十分に講じられないまま保管や処分が行われた場合、火災の発生や騒音、振動、油の流出などの生活環境保全上の支障が生じるおそれがあります。現に、県内の雑品スクラップ事業場において、火災の発生や油の流出等が確認されており、重要な課題となっています。

このため、関係機関が連携してパトロールを実施するとともに、不適正な取扱いを把握した場合には、早期の改善指導を実施する必要があります（新規課題）。

第３節　災害廃棄物処理の現状及び課題

第１　災害廃棄物処理の現状

○　本県では「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」の発生以降、毎年のように大雨による災害が発生しており、発災の度に多量の災害廃棄物が発生しています（図表 2-33）。

○　県内市町村においては、概ね災害廃棄物処理計画が策定されておりますが、その計画を実際に運用する人材育成のための研修の実施率は、約 17%に留まっています。

図表 2-33　本県における災害廃棄物の排出状況

	災害廃棄物 排出量（ｔ）	主な発生自治体 （排出量 500ｔ超の自治体）
H30	29,197	朝倉市（25,214ｔ）、北九州市（2,221ｔ）、久留米市（919ｔ）、嘉麻市（719ｔ）
R1	6,764	北九州市（5,659ｔ）、朝倉市（857ｔ）
R2	8,679	大牟田市（7,069ｔ）、久留米市（857ｔ）、大刀洗町（587ｔ）
R3	6,449	大牟田市（5,576ｔ）
R4	190	
R5	10,046	久留米市（4,724ｔ）、うきは市（2,352ｔ）、朝倉市（2,017ｔ）

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

第２　災害廃棄物処理の課題

○　発災の度に多量の災害廃棄物が発生している現状から、引き続き市町村や関係団体等との連携を図るとともに、市町村においては、災害廃棄物が発生した場合に対応できるよう人材の育成やマニュアル整備を進めることが必要です（新規課題）。

○　災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、地域の核となる一般廃棄物処理施設において、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等により、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保することが必要です。

○　災害廃棄物の迅速な処理のためには災害廃棄物の広域処理が重要となることから、災害時の広域的な廃棄物処理体制を確保することが重要です。

第４節　環境意識の醸成に向けた現状と課題

第１　環境意識の現状

○　廃棄物の発生抑制や再生利用の推進に向けた分別回収への協力、ポイ捨て等の不適正処理を抑制し、持続可能な社会を実現するためには、県民一人一人の意識を向上させることが不可欠です。

○　本県が県民を対象に実施している、環境分野全般のモニターアンケート調査においては、約 50%の人が「ごみが正しく管理・処理されていること」に現状満足していると回答した一方で、不安・不満に感じている事項の調査では「モノや資源が大切に使われず、ごみが多いことや資源が無駄遣いされていること」が約 29%を占め選択肢の中で最多回答となっており、依然として県民が廃棄物やリサイクルに関する問題意識を感じている現状があります。

第２　環境意識の醸成に向けた課題

○　持続可能な社会を実現するためには、環境教育や環境学習を通じて、地域の環境に関する課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりが必要となります。

　特に、これからの社会を担うこどもたちへの環境教育は非常に重要です。

○　効果的な人づくりを進めるためには、県民、ＮＰＯ、事業者、行政等の多様な主体がそれぞれの情報やネットワークを持ち寄り、連携をより一層強化し、社会全体として推進していくことが必要となります。

○　また多様な主体が連携して環境啓発イベントやキャンペーンを行い、活動を通じて県民一人一人の環境意識の向上を図れる場を提供していくことも必要です。